## 破産手続廃止

**平成２１年（フ）第１５２０号**
東京都千代田区二番町１番地２，番町ハイム906号
破産者　株式会社アクアス
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第１９０４号**
横浜市中区弁天通４丁目53番地
破産者　有限会社エムアンドエイチ
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第７３９号**
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜235番地
破産者　株式会社力石工業所
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第２０号**
福井県南条郡南越前町糠第４号10番地３
破産者　宮本　和浩
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３８２号**
福井市御幸４丁目２番10号
破産者　株式会社モービル・クリーンベース福井
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第２９９６号**
名古屋市中区金山２丁目１番22号　さくらＨｉｌｌｓ　ＫＡＮＡＹＡＭＡ1103号、登記簿上の住所名古屋市中区上前津１丁目１番３号
破産者　有限会社マテリアル・プランニング
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１４３４号**
名古屋市名東区一社３丁目69番地
破産者　株式会社フォアフロント
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３４３２号**
名古屋市中村区畑江通７丁目23番地１　丸美ロイヤル岩塚203号、住民票上の住所愛知県清須市清洲1532番地４
破産者　古澤　　淳
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１５１号**
名古屋市南区中割町３丁目118番地
破産者　有限会社星本建設
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４３８号**
大阪市港区港晴２丁目10番16号
破産者　株式会社ホクセエ
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０７号**
大阪府岸和田市新港町１番３号
破産者　有限会社丸井
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第３７８号**
香川県高松市亀井町10番地４
破産者　有限会社パンプキン
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２１年（フ）第１４０６号**
東京都町田市山崎町457番地都営山崎町第２アパート８―203
破産者　高石由美子
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１７０号**
東京都小平市大沼町２丁目802番地メゾンコヤマ103
破産者　中川　　章
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１７５号**
東京都町田市金井７丁目13番10号
破産者　山田　　恵
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１６３号**
岐阜県恵那市中野方町4003番地１
破産者　安江千津子
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第１６４号**
名古屋市中区錦２丁目７番６号　ブランメール伏見305号、開始決定時の住所岐阜県恵那市中野方町4003番地１
破産者　安江　　基
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第６２０号**
静岡県田方郡函南町塚本946番地の１
破産者　株式会社装工
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第５１５号**
京都府宇治市小倉町久保48番地、商業登記簿上の本店所在地京都府宇治市小倉町春日森３番地の１
破産者　木下石油株式会社
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１９３号**
長崎県佐世保市若葉町２番３号
破産者　有限会社ワカシオ商事
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第１１３９１号**
東京都世田谷区成城５―22―24
破産者　數佐　　昭
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部